

議案第15号

杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第5項とし、同条第2項中「月額」を「前2項に定めるもののほか、月額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 月額の報酬を受ける職員であつて任命権者が定めるものが月の中途において死亡したときは、その日まで報酬を支給する。この場合において、その月分の報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 3 月額の報酬を受ける職員であつて任命権者が定めるものが月の初日（月の中途においてその職に就いたときにあつては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を離れたときにあつては、その職を離れた日）までの間にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給しない。

第2条 杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「解職」の次に「、死亡」を加え、「、死亡したときはその日の属する月の末日まで」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 月額報酬を受ける教育長職務代理者等が月の初日（月の中途においてその職に就いたときにあつては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を離れたときにあつては、その職を離れた日）までの間にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給

しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

月額報酬の支給方法を改める必要がある。

杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 月額</u>の報酬を受ける職員であつて任命権者が定めるものが月の中途において死亡したときは、その日まで報酬を支給する。この場合において、その月分の報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p><u>3 月額</u>の報酬を受ける職員であつて任命権者が定めるものが月の初日（月の中途においてその職に就いたときにあつては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中途においてその職を離れたときにあつては、その職を離れた日）までの間にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給しない。</p> <p><u>4 前2項</u>に定めるもののほか、<u>月額</u>の報酬の支給方法は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 月額</u>の報酬の支給方法は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の適用を受ける職員の例による。</p>

第2条による改正（杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 報酬は、日額をもつて定められた報酬（以下「日額報酬」という。）及び月額をもつて定められた報酬（以下「月額報酬」という。）を受ける者に対し、それぞれ次の方法によつて支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 月額報酬は、その者が、教育長職務代理人、委員長、委員長職務代理人、会長、会長職務代理人又は委員（以下「教育長職務代理人等」という。）の職に就いたときはその日から、任期满了、辞職、失職、解職、<u>死亡等によりその職を離れたときはその日まで</u> _____ 支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>月額報酬を受ける教育長職務代理人等が月の初日（月の中途においてその職に就いたときにあつては、その職に就いた日）からその月の末日（月の中</u></p>	<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 報酬は、日額をもつて定められた報酬（以下「日額報酬」という。）及び月額をもつて定められた報酬（以下「月額報酬」という。）を受ける者に対し、それぞれ次の方法によつて支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 月額報酬は、その者が、教育長職務代理人、委員長、委員長職務代理人、会長、会長職務代理人又は委員（以下「教育長職務代理人等」という。）の職に就いたときはその日から、任期满了、辞職、失職、解職 _____ 等によりその職を離れたときはその日まで、<u>死亡したときはその日の属する月の末日まで</u> 支給する。</p> <p>2 略</p>

途においてその職を離れたときにあつ
ては、その職を離れた日) までの間に
わたりその職責を果たすことができな
いと認められるときは、その月分の報
酬を支給しない。